

令和7年6月30日

(名称) 松江市公共交通利用促進市民会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

松江市では、人口減少と少子高齢化が進行する市郊外部の13地域においてコミュニティバスが運行されており、地域の拠点である支所や公民館周辺の交通結節点と居住地を連絡する、地域の移動手段としての役割を担っている。また、市街地幹線や地域幹線への接続により、市街地中心部への広域移動も可能となっており、松江市の公共交通ネットワークを形成するうえで欠くことのできない路線である。

こういった状況下において、**昨年9月に一畠バス大東線、御津線が廃止となり、その代替路線として新たに「雲南市民バス・大東松江乃木線」(雲南市との共同運行)及び「御津コミュニティバス」を運行している。**これらの路線は、地域の住民の生活に不可欠な移動手段であることから、今後運行継続の必要性が高まることが予想される。

一方で、これらの路線については自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標****【雲南市民バス・大東松江乃木線】**

市域全域が過疎地域で少子高齢化が進行している雲南市においては、運行実績の改善は困難であり現状からの微増で目標設定をしている。

上記を踏まえ公共交通サービスを確保するため、目標を以下のように設定する。

| 目標 | R 8 | R 9 | R 10 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 利用者数（1運行当たり） | 3.0人以上 | 3.1人以上 | 3.2人以上 |
| 住民満足度 | 52% | 53% | 53% |

1運行当たりの利用者数については、**令和6年度の平均利用者数を参考に目標値を設定している。**（参考：令和6年度利用者数 6,576人 平均2.9人／1運行あたり）

また、松江市からの支出を**13,853千円以下**（直近の数字**5,697千円／6か月**）、収支率を**8.5%**（直近の数字 R6.10～R7.3までの期間 8.5%）以上とする。

住民満足度（実績）平成26年42.2% 平成27年45.3% 平成28年55.8% 平成29年57.3% 平成30年55.1% 令和元年度48.5% 令和2年度51.7% 令和3年度53.2% 令和4年度53.0% 令和5年度51.7% **令和6年度48.8%**を基に設定。

公共交通を維持するための経費が年々増加傾向にある中、運行を効率化し、経費の抑制を図っているが、どうしても不利益を被る地域が出てくるため、住民満足度が伸び悩んでいる。**令和8年度**以降の目標設定については、現状を鑑み設定している。

【御津コミュニティバス】

令和6年度実績を上回ることを目指し、**9,506人以上**とする。（R6.10～R7.3までの利用者数 4,753人）

また、松江市からの支出を**19,205千円以下**（直近の数字 R6.10～R7.3までの期間 7,883千円）、収支率を**14.8%**（直近の数字 R6.10～R7.3までの期間 14.8%）以上とする。

(2) 事業の効果

【雲南市民バス・大東松江乃木線】

運行路線沿線に居住する地域住民の日常生活における移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、地域内から中心市街地等への広域的な移動手段が確保される。さらには、高齢者の外出促進、地域活性化につながる。

【御津コミュニティバス】

御津コミュニティバスを維持することにより、鹿島地域御津集落をはじめとする沿線地域における高齢者等が買い物・通院等を済ませるために旧松江市内へ移動する際の交通手段が確保される。また、旧松江市内において市街地幹線・地域幹線に接続することにより、効率的で利用しやすい地域公共交通ネットワークが実現できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【雲南市民バス・大東松江乃木線】実施主体：雲南市

- ・ 市民バス路線図、JR等他の公共交通機関ダイヤを掲載した時刻表を市内全戸配布
- ・ 分かりやすい乗り継ぎ情報の提供
- ・ 地域住民組織を通じて市民バスの利用実績をお知らせし、利用促進を図る。

【御津コミュニティバス】実施主体：交通事業者、松江市、関係団体

- ・ 乗り継ぎ利便性の確保、乗り継ぎ拠点の整備
- ・ わかりやすく使いやすい交通案内・乗り継ぎ情報の提供
- ・ 地元組織（利用促進協議会）の活動支援

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

※表1を参照

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【雲南市民バス・大東松江乃木線】

地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）によって運行の維持を図る雲南市民バス大東松江乃木線については、雲南市から運行事業者へ委託しており、運行に係る費用総額約30,000千円から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、雲南市及び松江市が負担することとしている。

【御津コミュニティバス】

地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）によって運行の維持を図る御津コミュニティバスの運行に係る費用総額約15,766千円のうち、松江市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 運行事業者からの提供データによる利用者数や収支状況のモニタリング（毎年度実施）
- ・ 公共交通に対する公的資金導入額をモニタリング（毎年度実施）
- ・ 市民アンケート調査により路線バスに対する総合的な満足度、公共交通による外出頻度を把握（令和10年度に実施予定）

| |
|---|
| 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u> |
| ※表5を参照 |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> |
| ※該当なし |

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和7年6月24日～30日 第2回松江市公共交通利用促進市民会議（書面審議）にて、
本計画について審議し、承認を得る予定

19. 利用者等の意見の反映状況

令和7年6月2日、コミュニティバス運行地区の住民代表を集めた、松江市コミュニティバス利用促進協議会連会を開催し、意見交換を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 島根県松江市末次町86番地

(所 属) 松江市まちづくり部交通政策課

(氏 名) 野津 孝志

(電 話) 0852-55-5884

(e-mail) kotsu@city.matsue.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利便 増進 特例 措置 | 運送 継続 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | | |
|------------|-----------------|---------------------------|------|----------------|-------|----------------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで該当する要件 (別表7・9) | 補助対象地域間幹線系統等と接続の確保 | 基準ホで該当する要件 (別表7のみ) |
| 雲南省 松江市 | 大新東・かみしろ特別共同企業体 | 雲南市民バス (1) 大東松江乃木線 系統1 | 大東駅前 | 松江市立病院 | 乃木駅 | 往 22.5km 復 22.5km | 361日 | 1263.5回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | ②(1) 地域間幹線バス系統 一畠バス玉造線と乃木駅バス停で接続 | ③ |
| | | 雲南市民バス (2) 大東松江乃木線 系統2 | 大東駅前 | 勝負 | 乃木駅 | 往 21.7km 復 21.7km | 361日 | 1025.5回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | ②(1) 地域間幹線バス系統 一畠バス玉造線と乃木駅バス停で接続 | ③ |
| 松江市 | あいかタクシー | (3) 御津コミュニティバス 系統1 | 御津 | 比津が丘団地入口 | 県民会館前 | 往 14.2km 復 14.2km | 360日 | 360回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 春日南停留所で地域幹線である一畠バス恵暉線に接続 | ③ |
| | | (4) 御津コミュニティバス 系統2 | 御津 | 比津が丘団地入口 | 春日南 | 往 12.5km 復 12.5km | 360日 | 1261.5回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 春日南停留所で地域幹線である一畠バス恵暉線に接続 | ③ |
| | | (5) 御津コミュニティバス 系統3 | 御津 | 比津が丘団地 経由せず | 春日南 | 往 11.2km 復 11.2km | 360日 | 1020.5回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 春日南停留所で地域幹線である一畠バス恵暉線に接続 | ③ |

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 松江市 |
|-------|-----|

| (単位:人) | |
|----------|--------|
| | 人口 |
| 人口集中地区以外 | 97,182 |
| 交通不便地域等 | 13,701 |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|------|-------|
| 6,056 | 鹿島町 | 半島振興法 |
| 3,079 | 島根町 | 半島振興法 |
| 4,566 | 美保関町 | 半島振興法 |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|-------------|--------|----------|
| 松江市地域公共交通計画 | 令和6年3月 | |
| | | |

(1)記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

- 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

